

律門における傳燈形成の時期をめぐつて

[I]

長 谷 部 幽 蹤

序

明末万暦以降、禪門諸宗派は、源流を遡及して法源を究め、聯芳を図し、一門の伝灯の譜を定めて宗旨を宏揚し、江南地方を中心に広く化を布いた。かくして漸く諸方に灯を分つ者が続出し、派衍の盛を見るに至つた。

律門における傳燈の確立は、後に述べるところからも明らかのように、乾隆期に入つてからのこととみられるが、それが明末以降における禪門諸流の演派の動きに刺戟されて起つたものであることは、略々疑いを容れる余地がないであろう。

ただ明末には、一方では雲棲株宏およびその一流の諸師

律門における傳燈形成の時期をめぐつて [I] (長谷部)

るところとなり、甲午乙未の法門の変乱は、わが国にまで伝わり、話題を呼んだ。

これに対する律の一門は、宗派組織をなお十分整備するまでには至らず、その社会的影響力も微弱且つ局部的で、到底前記両宗に比肩すべきものあるを見なかつた。しかしながら律門の諸流も康熙の後半期以後、漸く支分を繁衍ならしめ、定学に対し戒学の存在を広く世に知らしめたことは特筆に値することができる。

一 明末の教界と律門の動向

律の宗派再編成期における古祖一門の弘律活動の実態については、先に少しく論ずるところもあつたが、この小論では、律門に宗統の譜が成立し、字派を行ずることが始まつた時期と、そうした動きの背景にある事情に関して、文海福聚の手に成る『南山宗統』の記述を手掛りとし、『律宗燈譜』を隨時併せて参照しながら再検討するのを当面の課題とする。

凡そ灯譜の成立は、事実上、一宗一派の成立を裏書きするものといえようが、その点からして『南山宗統』の完成

は、まさしく律宗の成立を記念する一モニュメントであると見られるのである。そこで事の経緯を探り、その背景や意義を明らかにすることは、清代に再興された南山律宗そのものの性格を解明する上に、不可欠な作業であると考えられる。

古祖派に属する南山律の系統では、古心如馨が万暦末に五臺に開壇授戒してより以後、徐々に教団の内実を整え、宗派再編成の歩みを進めた。先にこの問題を取り挙げた際、古祖派發展の過程を、大きく五期に分つて跡づけたのであるが、その第四段階に當る雍正十二年の春、文海福聚が世宗に召されて入京し、三壇大戒を受けたという事實を挙げた。この一門における伝灯の定立は、これを契機として行われたものというべく、さらにその具体化としての『南山宗統』の編印流布と立字派の挙は、弘律と宗派としての組織形態の整備を図る事業の一応の完成と見ることができる。

なお先年、律宗再編成の過程について論じた時点では、未だ『南山宗統』の刊本を披見する機会に恵まれていなかつたところから、早卒にその成立を雍正中と推定したが、⁽⁴⁾

改めてそれが書名の変更という事情を考慮した上で容認されるものであることを付言しておきたい。次節に本書刊行の経緯について述べる予定であるから、事の詳細は、版本の内容を検討することによつて明らかになるであろう。

灯譜編述の事業との絡みで一考を要するのは度牒ならびに戒牒の問題である。中国近代の仏教学者で、因明学と仏教史学の研究で知られる蔣維喬（一八七二—一九五〇頃）氏は、この点に関して、雍正中、度牒試僧の制度は何時とはなく自然に廃止され、天下の叢林は隨所に放戒を為した。かくして僧徒の品位も複雑化し、世の恥辱ともなつた。幸いにして宝華山の律宗が、戒牒をもつて度牒に代えたといふこともあつて、多少とも制限されることになつた、といつた趣旨の事を述べられている。⁽⁵⁾ ここには立論の根拠となる資料は明示されていないが、氏は度牒制が弛み、放戒が自由に行われるようになつたことで、教団の内部に雑多な要素が混入し、僧徒の中に品格の劣る者が現れたことを婉曲に暗示されたものと解することができる。ただ叢林における授戒は、雍正中に限らず、明末にまで遡るのであり、とくに禪宗の大叢林では結制授戒が盛んに行われ、定式も

立てられるに至つた。それに伴つて僧徒の数も増加し、前代康熙中に僧尼併せて十二万を数えたといふ。禪門では、叢林で戒を受けて大僧となり、さらに嗣法して祖位に上る者の数が増加の一途を辿り、洞門においては青原下第三十七世、濟家に在つては南嶽下第三十七世に最も多くの得法人を出した。例えば密雲法派はこの世代で、実に一、一六八人に上る嗣法者を数える。その頂点をなすのは、康熙の中期を中心とする前後の時期で、蔣氏が指摘される「漸趨複雜爲世詬病」とは、これを承ける雍正期における現象といふことになる。世宗が律師文海に皇壇を開かしめたことには、教界の風気を浄化し僧風を刷新しようとの意図も存したとみられるが、その場合、授戒を律寺の専管事項とするのが実効を伴う策とみられるから、その含みもなかつたとはいひ得ない。

世宗は生来英明で、釈子眩惑の弊に陥ることはなかつたとされており、禪宗の名徳を認めて本師となさず、反つて章嘉呼圖克圖を敬重したと伝えられるが、それが教界では少数派に属することもあり、西藏懷柔という実利を伴うものであつたことにもよるのであろう。また帝が律門を崇興

律門における傳燈形成の時期をめぐって [I] (長谷部)

したことには、膨張した禪門宗派のさらなる発展を抑制する効果を、一部これに期待していたともみられるのである。文海の帰山後、寶華の山寮および客室が火に燐けた時、帝はとくに帑金を賜い、工を鳩め材を庀えしめ、官にその成を董せしめたとされている。⁽⁷⁾

高宗もこれを承け、乾隆元年、三昧・見月・定庵三師の著作を入蔵せしめ、また詔して、具戒を受けざる者を僧とすべからずと沙汰しさらに僧道の肅清を命じ、とくに應赴僧、火居道士等の整理を令されている。同じ年二月の諭では、僧道の無用の誤解や動搖を避けさせるため、政府の仏道肅正策の趣旨の徹底を図ろうとしているが、この時点でなお度牒は給与することがいわれており、さらに乾隆四年の諭においても、「是以朕令復行頒給度牒云々」⁽⁸⁾と見えている。確かに当時は僧道肅清の事が急務とされ、且つ僧道の数の削減のため種種施策が試みられてはいるが、なお度牒制の全面的廃止に踏み切るまでには至つていなかつたようである。その間ににおける政界ならびに仏教諸宗の動向から推して、度牒制の自然消滅というのは雍正中の事ではなく、それ以後の、早くとも乾隆中期を大きく遡らない時

期に生じたことと考えられる。この点に関しては改めて調査する予定である。

二 『南山宗統』の版行と影印

本書の初刻本の所在は明らかでなく、現在手にすることができるのは影印本のみであるとみられる。ここでは民国期の影印本によつて先ず書の体裁および内容の概要を述べて原型を窺う資けれどし、次いで書の印行の事情経緯等について考えたい。

書名は『南山宗統』⁽⁹⁾で、十巻から成つてゐる。編者は律師文海福聚、原刻本については冊数は不明であるが、本書影印の際、四冊に分訂されている。外題・内題とともに南山宗統、題僉は篆字体で、楊昭雋氏の手に成る。線装・藍表紙、タテ二五・五、ヨコ一五粋の夾長本で、四周双辺、有界、九行・一八字（注双行）のものである。⁽¹⁰⁾

卷首には本書影印の経緯を記した啓文、景考祥撰序、治牧洪建による「華山世譜序」、編者文海福聚が題書した「燈譜縁起」と続き、「千華法派説」を收める。

卷一には七仏に次いで律源としての西天六祖の事を述べ、

卷二に「宗本」と題して、曇無徳より彗雲馨に至る東土二十一祖について敍し、卷三に「傳南山宗」の諸律祖、そして卷四以下の「千華燈譜世系」の記に及ぶ。

本書成立の時期について考へるに、景考祥序の撰述が雍正十一年、治牧建ならびに編者の序が乾隆七年に為られており、治牧が「壬戌、我が華山文公本宗の譜を創し」と述べているところから、本書の成立が乾隆七年であることは異議を挾む余地はないようと思われる。ただ後に述べるように律門でも、康熙の末年に近い頃、源流が為られ、それが師資の間に授受されるようになつたという事実が認められるところから、景考祥の序が撰述された雍正十一年の時点に、それらを集成した「寶華山燈譜」なるものが編述されていた可能性が高く、それが律門における燈譜ないし宗統の書の魁をなすものと/or>ことができる。名称の問題についてはしばらく措き、華山の伝灯を記した譜が乾隆七年に一旦上梓され、乾隆九年に至つて、「千華法派説」を付録した補刻本が印行されたと考えられる。この種のものは遞代伝承される間に増広されることが多く、本書の卷十には、乾隆四十年に寂した廣濟寺圓修に至る乾隆三、四十

年の記事が見られるところから、乾隆後期に補録された部分を含む後印本によつて影印流布されたものと見る他はない。

律門でも衣鉢の伝受は早くから為されているが、三昧は見月に、見月は定庵に、それぞれ衣鉢に戒本を加えて授けたとされており、以後師席を継承する者に紫衣戒本を伝える風が弘まつたが、燈譜の成立後、新たにそれが付加伝授されるようになつたとしても、特に異とするには当らない。それが燈譜編述の本来の目的であるとみられるからである。このようにして各派では、原刻本に分支の傳燈を付録して摺刷し、広く一門嗣法の者に授け、その伝承が行われるようになつたと考えられる。かくして大本が同じくして末端の異なる幾種かの燈譜の後印本が世に行われることになつたものであろう。

この点では『南山宗統』と同時に影印された『律宗燈譜』も同様である。燈譜は乾隆二十七年の撰述とされており、民国二十五年影印本はこれによつたと見られるが、民国七十六年影印本は、乾隆三十年の序刊本を使用したとみられこと、また燈譜の編者源諒は、乾隆三十七年に化を遷し

律門における傳燈形成の時期をめぐつて [I] (長谷部)

ているが、本書には師の示寂に至るまでの事績を述べ、他に乾隆三十四、三十五年に滅を唱えた律師の伝が含まれており、さらに巻末に、源諒の嗣善學より三代下る愍忠第十三代に至る律祖の名が録されていることなどから、上述したような推測が可能となるわけである。

宗統の編者文海福聚（一六八六一一七六五）は、珍輝實琢（一六七六一一七二三）の法嗣で、遠公の再来と称せられた三昧寂光を望む七世の律祖として、制行の精厳、立法の嚴肅を謳われた人である。清の世宗が、禪に一家言を有したことは広く知られているが、帝はまた戒律を崇興したともいわれており、雍正十二年一月、福聚に詔して愍忠（この年、法源と改称）寺に皇壇を開かしめた。師は千八百僧¹⁴に得戒和尚として具足戒を受けた。

当時京師には、愍忠、岫雲、廣濟の他、瑞應、黑塔、極樂等、大小の律寺に、古祖の法塔を紹ぐ律師達が化を開いていたが、北京の律寺中には人が得られなかつたのであるうか、朝廷は、皇戒を樹てるに際して遙遙南京の華山に戒師を求めた。よつて京刹の律祖達は寶華の下風に立つことを余儀なくされたのである。福聚には帰山後、昧公以下の

律門の支岐、蕃衍せる世系の日に昌んなるものを録して『華山世譜』を編述した。この華山世譜なるものは、南山宗統の旧称とみられるが、称呼をめぐる問題については後に改めて考えたい。

『南山宗統』は、律門における灯譜編述の嚆矢をなすものであるが、そのことも恐らく京刹の諸律師を刺戟することになつたであろうと考えられる。というのは、それより凡そ二十年を経て、潭柘に法席を主つた恒實源諒によつて、『律宗燈譜』と題する書の編述を見ることになつたからである。『華山世譜』はその名の如く、寶華の律灯を記したもので、岫雲、廣濟等の律寺に戒幢を樹てた律祖の伝は含まれていなかつたであろうから、京師の律の伝灯を顯彰するため、別に灯譜を編述するの要ありとして、挙に及んだものと考えられるのである。

ところで『華山世譜』の編者としての文海福聚は、古祖の世系の上ではその第八世に、後れて『律宗燈譜』を編述した恒實源諒は第六世に当るから、世代の前後についてみれば、後者は前者より一世遡つた位置にあるが、年令についていえば、文海の方が恒實より、十一歳ほど年長である。

世代間の間隔は、各派それぞれに長短延促が認められるから、この事はとくに異とするには当らない。恒實は、文海が入京して皇壇を開いた時点では、未だ岫雲の席を主どるまでには至っていないのであって、出世開法の時期は文海よりやや後れるものの、ほぼ相前後して、南北に古祖派の律を演暢した同学であるといえる。

次に律門の燈譜影印の経緯について付言しておきたい。清朝治下の咸豐初年、太平天国の乱が起り、仏寺は毀滅し、仏像經典が多く灰燼に帰した。そのため清末には、これを求めるも容易に得られぬ状況にあり、学仏を志す者の慨歎するところであつたとい。同治から光緒以降、鄭學川、楊文會等篤信の居士を中心に、仏典刊刻の業が始まられ、江南の各地に刻経処が設けられ、流通処を通してその普及が図られた。この活動は国変後の中華民国期にまで及び、歐陽漸は『藏要』⁽¹⁵⁾を校刊し、中華民国二十四年には、宋磧砂藏經影印本の完成をみた。宋磧に続く『南山宗統』『律宗燈譜』の影印は、予定された印經事業の一環をなすものであろう。

中華民国二十五年二月、慈舟、現明、清池、範成の四人
律門における傳燈形成の時期をめぐって [I] (長谷部)

が発起人となつて普泉、倓虛の両師と相諮り、これら律門の燈譜が、刊行後年久しくして殆んど孤帙を成するに至つたのに鑒み、海内に資を醵つて『南山宗統』『律宗燈譜』の両書を影印し、分つて同志に供え、広く流通を図らんとしたのが発端で、これらは僅かに湮滅の運命を免れ得たのである。ただその計画が樹てられてから七ヶ月後には日中両国の間に戦端が開かれている。それによつて事業は少なからず難航したものであろう。大谷大学現蔵の『南山宗統』が旧蔵者に贈られたのは、昭和十九年の事とみられるから、この年に印行されたかどうかは確認し得ないものの、完成までに多少の年時を要したものと推測される。書の分配は、弁法として出資の額の多寡に応じて為されたようであるが、一本が範成師を通して、恐らくは大谷大学で枢要の地位に在つた仏門の大德に贈られ、昭和二十四年に至つて大谷大學図書館の有に帰したものとのようである。

なおこれら燈譜の影印に関わった諸師のうち、清池は天津清修院の住持で、倓虛の剃度師である。倓虛（一八七五—一九六三）は寧河の人で、民国十年後、河北・東北の諸方に開法講經を行い、晩年に中華佛教図書館を創設した。

範成は江蘇の出身で、蔣維喬等と諂つて宋版大藏經影印の大事業を成し遂げ、難民の救済に尽したことでも知られている。何れも印經事業の同志である。

台湾では、第二次大戦が終結し、仏書の刊刻流通が再び盛んとなる状況の中で、民国五十七年に、修訂中華大藏經の編印が企画されている。本蔵では、続蔵部の史地類彙傳部に、『南山宗統』⁽¹⁸⁾『律宗燈譜』の二書を同時に編入することになっていた。この中華大藏經は、第三輯まで刊行されたものの、以後は未完のままとなっている。

中華大藏經に收録が予定されていた『律宗燈譜』は、首編目録の記によれば、乾隆三十年源諒の自序を有する版本によつて、普泉、慈舟師等が影印した書を載録することになつていたということである。ところが先に一言したように、これら二書の影印啓には、「乾隆二十七年潭柘源諒律師、著有律宗燈譜云々」があり、乾隆三十⁽²⁰⁾年の年時は何処にも見当らない。この点に関しては少しく疑問ありとせざるを得ない。この書の異本が伝えられていて、それが民国二十五年中に各別に影印されたものとも考えられないからである。但し『律宗燈譜』の民国二十五年影印本と、民国七十六年

影印本とが、それぞれ別な版本によつたのは、ほぼ疑いのないところである。というのは上述した影印啓には、この書について、「凡そ八卷、四冊に分装し、實に三百七十六頁」と記されているが、民国七十六年影印本は、補入部分を含め、三百九十三頁から成つてゐるからである。

『南山宗統』に関しては、同じく啓文に「二百八十八頁」と記されており、大谷大学現蔵本は、啓一二頁、序一二三頁、本文十卷一二五〇頁、又字を付した後補部分一一四頁であるから、合計で二百八十八頁となり、啓にいうところと完全に一致する。ただ『南山宗統』の場合、序文の書体は各別で、その撰述の時期にも不同が存し、また三、六、七、八、九の各卷に、後代の挿入とみられる部分が存するから、両三度に亘つて増広されたと考えられる。例えば卷十は、恐らく原刻本は千華八世まで終り、二十二丁までを收録したに止まるものであつたと思われるが、後に九世、十世を含めた二十一紙が補録されたものようである。なお卷十では丁数の表記が二十二から三十に飛び、卷末五十丁に至る形となつており、一種の入れ本のごとき体裁を具えている。

なお事は最近に属するが、民国七十五年に華宇出版から、『大藏經補編』全三十六冊が刊行されており、その第二十二冊に『律宗燈譜』が収録されているのを見るが、『南山宗統』はこれに含まれていらない。

注

- (1) 鄧山は漢月法藏、靈巖、靈隱は、ともに漢月の法嗣、繼起弘儲、具德弘禮のこと。
- (2) 『宗統編年』卷三二。正統藏一一一、乙一〇一三、二五〇b。
- (3) 拙稿「明清両代の交における律宗再編成の過程について」『愛知学院大学教養部紀要』三七一（一九八九）「明末以降における律宗の發展」『愛知学院大学教養部紀要』三八一（一九九〇）
- なおこの場を借りて誤植を訂正しておきたい。後者三八卷二号、一二三八頁、上段、古心示寂の下の「五台」を左に移し、「古心開戒五台⁴¹」とし、古心示寂の下に付した数字⁴²を⁴³に改める。二四四頁下段第十五行、下から三字目、戒を「開」に、二五八頁、表中第三行、見月の下の續を「讀」にそれぞれ訂正。
- (4) 前掲拙論「明清両代の交における律宗再編成の過程について」一八一頁下段。
- (5) 蔣維喬『中國佛教史』四一二三。
- (6) 孟森『明清史講義』下、五四五頁。
- (7) 『南山宗統』卷首、「燈譜緣起」五。
- (8) 『塚本善隆著作集』五、中国近代佛教の諸問題、一二三七頁以下。
- (9) 書名は、古心が四分律系南山道宣の律学を中興したことを承り、南山宗の系統、伝灯の次第を錄することを標榜するものであろうが、その一分派に関わる灯譜ではないといふ含みをもつと解される。それが『華山燈譜』ないし『華世譜』と呼ばれたものを『南山宗統』と改めた理由であろう。
- (10) いまは大谷大学図書館の蔵本による。書の閲覧複写を許され、種々研究の便宜を計つて下さった関係当局、係りの方に深甚の謝意を表したい。
- (11) 震鈞『國朝書人輯略』卷四一七八に伝を載せる。
- (12) 『南山宗統』現行本には、ただ「序」とのみ記されているが、『寶華山志』卷十一に景考祥撰の同文の序が收められ、『華山燈譜』と題されている。
- (13) 「影印南山宗統及律宗燈譜啓」の記による。但し乾隆二十七年の刊本の存在については未確認。
- (14) これは概数を挙げたもので、実数は一八一九人と伝えられる。『寶華山志』卷首にいうところ。
- (15) 『望月佛教大辭典』8・一五二頁、游有維『上海近代佛教簡史』一二二頁。

律門における傳燈形成の時期をめぐつて [I] (長谷部)

(16) 東初『中国仏教近代史』下、八八二頁以下。

(17) 東初師前掲書、下、八三四頁。楮柏思『仏門人物志』一七七頁。『法音』一九八八・八等参照。

(18) 『中華大藏經』首編七五八頁。

(19) 民国七十六年影印本には、「序」の語は見えず、「律宗燈譜縁起」と題し、文末に乾隆三十年歲次乙酉云云、と年次于支等を記している。

(20) 上掲の縁起には、「於辛酉繼席以來歷今二十四載」とあるところから、この文を撰述したのは、乾隆二十九年ないし三十年であることが知られる。なお影印本に付された啓には、『南山宗統』を『南山宗譜』と書しているところもあり、刊刻年時についての誤解が存する余地も皆無とはいひ難い。

(21) 両本の巻別頁数を整理して表示すれば次のとおりである。

南山宗統

卷三	卷二	卷一	序	序	序	序	启	2頁	2頁	4頁	4頁	4頁	4頁	4頁	4頁	6頁
19頁	20頁	17頁	9頁	5頁	4頁											

卷十	卷九	卷八	卷七	卷六	卷五	卷四	卷三	卷二	卷一	卷四	卷五	卷六	卷七	卷八	卷九	卷十
43頁	16頁	29頁	37頁	33頁	25頁	11頁	51頁	29頁	42頁	29頁	42頁	59頁	68頁	44頁	44頁	50丁 に終る に表記

律宗燈譜	頁數	補入	頁數	補入	頁數	補入	頁數	補入	頁數	補入	頁數	補入	頁數	補入	頁數	補入
卷一	8頁		卷二	29頁	42頁		卷三	36頁	51頁		卷四	51頁		卷五	59頁	
卷六			卷七	48頁	68頁		卷八	* ₂ 44頁		卷九			卷十			
卷五			卷六			卷七			卷八			卷九			卷十	
卷五			卷六			卷七			卷八			卷九			卷十	

*₁ 「又」字を付し、補録した部分。

*₂ 二十五紙以下は、書の体裁活字の形など多少変異あり。